

## 第4号議案

### 財産区有財産の処分について

亀岡市亀岡財産区の財産を下記のとおり処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

#### 記

#### 処分しようとする財産

##### 1 所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
亀岡市下矢田町医王谷25番3	山林	7,915㎡

2 予定価格 39,800,000円

##### 3 相手方

所在地 亀岡市下矢田町医王谷25番地の3  
名称 亀岡市森林組合  
代表者 山脇安三

## 財産区有財産の処分について

### 処分しようとする財産

#### 1 所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
亀岡市下矢田町医王谷25番3	山林	7,915㎡

2 予定価格 39,800,000円

#### 3 相手方

所在地 亀岡市下矢田町医王谷25番地の3  
名称 亀岡市森林組合  
代表者 山脇安三